

議案第42号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について

議案書37P～39P

1. 条例改正の目的

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が一部改正されたこと等に伴い、交野市火災予防条例においても、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定を改正する。

2. 条例改正の内容

(1) 急速充電設備に関する規定（第15条の2第1項関係）

急速充電設備について、全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置の改正を行う。

(2) 喫煙等に関する規定（第30条関係）

「喫煙所」と表示した標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は設置しなくてもよいこととしたほか、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととなったため所要の改正を行う。

3. 施行日：公布の日から施行する。ただし、第15条の2第1項の改正規定については令和5年10月1日からとする。

4. 関連Webサイト：https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-121.html

【総務省消防庁HP】急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年6月定例会

議案の 件名	議案第42号 交野市火災予防条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）
-----------	-----------------------------------	------------	-----------------------------------------------------------------------------------

〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
この条例は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、交野市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。	他市（近隣市）消防本部においても同様の改正を予定している。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたこと等に伴い、交野市火災予防条例においても、急速充電設備に関する規定及び喫煙等に関する規定を改正する。					
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和5年2月21日 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布	まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	3 みんなが助け合い、安心して住み続けられるまち		
		分野・方針	1 2 消防・救急		
		施 策	火災予防の推進		
		○その他の計画（該当する場合のみ）			
		計画名称			
		策定年度			
		計画期間			
〈市民参加の状況〉					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）					
	〈政策等の実施時期〉		公布の日及び令和5年10月1日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	消防本部	予防課	有 ・無 新旧対照表等		

交野市火災予防条例（昭和61年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて _____ 充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては _____、この限りでない。</p> <p>イ 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</p> <p>ロ 分離型のものにあつては、充電ポスト</p> <p>(2) その筐体は、<u>不燃性</u>の金属材料で造ること。ただし、分離</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第15条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう _____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは</u>、この限りでない。</p> <p>(2) その筐体は<u>不燃性</u>の金属材料で造ること。 _____</p>

新	旧
<p><u>型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>コネクター</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクター</u> _____ _____について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)</u>について次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の</p>	<p>_____</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>急速充電設備</u>と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が</u> _____<u>外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずる</u> _____<u>こと。</u></p> <p>(12) <u>自動車等</u> _____<u>の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)</u>について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池</u> _____<u>について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の</p>

新	旧
<p>異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p><u>(19) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第20条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u>以下同じ。</u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>	<p>異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>イ 異常な高温とならないこと。</p> <p>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</p> <p><u>(17) (略)</u></p> <p><u>(18) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(避雷設備)</p> <p>第20条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。<u> </u>）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(喫煙等)</p>

新	旧
<p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。)</p> <p><u>4</u> 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</p> <p><u>5</u> 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に</p>	<p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、<u>別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 第1項の消防長(消防署長)が指定する場所(同項第3号に掲げる場所を除く。)を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、<u>別表第7に定めるものとしなければならない。</u>)</p> <p><u>5</u> 前項第2号 に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に</p>

新	旧												
<p>設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>別表第7 削除</p>	<p>設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長（消防署長）が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 （略）</p> <p>別表第7（第30条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1093 624 1960 957"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 624 1346 676">表示の種類</th> <th data-bbox="1346 624 1718 676">図記号</th> <th data-bbox="1718 624 1960 676">色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 676 1346 767">禁煙である旨の表示</td> <td data-bbox="1346 676 1718 767"></td> <td data-bbox="1718 676 1960 767">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 767 1346 863">火気厳禁である旨の表示</td> <td data-bbox="1346 767 1718 863"></td> <td data-bbox="1718 767 1960 863">記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 863 1346 957">喫煙所である旨の表示</td> <td data-bbox="1346 863 1718 957"></td> <td data-bbox="1718 863 1960 957">記号は黒、地は白</td> </tr> </tbody> </table>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白											